

道路の占用について

1 道路の占用許可申請

所定の申請書類により手続きしてください。詳細は、姫路市建設局道路管理課のホームページを参照してください。

2 道路の占用許可の条件(一般的事項)

道路の占用許可の条件は次のとおりとします。

- ・自転車等駐車器具は、固定式とし、十分な安全性及び耐久性を具備したものとする。
- ・構造及び色彩は、周囲の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとする。
- ・車輪止め装置は、視認性の確保等安全の観点から平面式とする。
- ・道路の上空に設けられる部分がある場合においては、その最下部と路面との距離が4.5メートル（歩道上にあつては、2.5メートル）以上であること。
- ・歩行者が通行する部分と自転車等を駐車する部分を明確に区分すること。
- ・必要に応じ、反射材の取付け、照明器具の設置その他歩行者等の衝突を防止するための措置を講じること。
- ・自転車等の出し入れに際し、歩行者、自動車等と接触することがないように、余裕幅の確保その他の安全上の配慮を十分行うこと。
- ・広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は不必要な塗装をしないこと。
- ・緊急車両の通行に対して支障のないよう配慮すること。
- ・建築物の出入口や緊急避難路となる箇所には設置しないこと。
- ・点字ブロック等の機能を阻害して設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、点字ブロックの移設等を行い機能を回復すること。
- ・自転車等が適正に駐車され、歩行者等の安全で円滑な通行が確保されるよう自転車等の整序等を適正に行うこと。
- ・占用物件を設置後は、駐輪場内及び駐輪場周辺を良好な状態に保つよう適切に管理すること。
- ・占用物件周辺の道路清掃を行うこと。
- ・不特定多数の者の利用に供すること。
- ・その利用について時間単位、月単位等により駐車料金を徴収する場合には、付近の駐輪場等の利用料金に比して著しく均衡を失しないものであること。
- ・利用者に対して利用約款等を見やすく表示すること。
- ・付近住民、道路利用者等の周知を行うなど、地域の合意形成を得ること。
- ・占用行為又は占用に伴う工事等によって道路及び道路の附属物を損傷した場合は、自費をもって姫路市の指示通り復旧すること。
- ・道路の占用により第三者に損害を与え、又は紛争を生じた場合には、道路占用者の責任

において損害を賠償し、又は紛争を解決すること。

- ・道路管理上支障が生じた場合及び道路管理上の都合により移設、撤去が生じた場合は、占有者の費用負担により、速やかに支障のない措置を講じること。
- ・占用に起因する事故及び苦情は、占有者で責任をもって対処すること。
- ・許可期間が満了したときは、占用権を放棄し、速やかに自費を以て占用物件を撤去し、原状復旧すること。
- ・占用許可期間が満了した後、引き続き道路の占用をしようとするときは継続申請を行うこと。その際、規定の手数料は期日までに必ず納付すること。
- ・規定の占用料は期日までに納入すること。

3 その他

- (1) 道路の占用期間中であっても道路工事等公益上やむを得ないと認められるときは、道路法の規定によりこの許可を取消し、許可条件を変更し又は占用物件の改築、移転及び除去若しくは現状回復を命じることがあります。この変更に伴って生じる損失については、全て事業者の負担となります。
- (2) 道路の占用期間中に道路の利用形態や通行方法が変更となる場合(例えば自転車通行不可の歩行者専用道路になるなど)は許可条件を変更するとともに占用物件の改築、移転、除去又は原状復旧を命じることがあります。ただし、これに伴って生じる損失については、全て事業者の負担となります。
- (3) 歩道における車の乗り入れ工事など第三者による工事に起因して駐輪施設等の移転・改築或いは廃止等が必要となる場合には、本市は一切費用負担しませんので原因者と調整してください。